

外来医療計画に係る取組について (共同利用計画書)

1 概要

本県では、国が示すガイドラインに基づき、令和2年3月に外来医療計画を策定し、「外来医療機能分担申出書」(外来医師多数区域のみ)及び「共同利用計画」について、医療機関の開設者に対し、提出を求めることとしております。

今回、報告させていただく「共同利用計画」については、令和5年9月1日から12月28日までに所管保健所に提出されたものです。

2 共同利用計画

期間内において、1件の提出がありました。

共同利用計画書

| 医療機関名 | 所在地 | 共同利用対象機器 | 共同利用 | 方法 | (共同利用を行わない場合) その理由 |
|----------|-----|-------------------------------|------|----|--------------------|
| 高木外科内科医院 | 岡崎市 | マルチスライス CT (16 列以上 64 列未満) | 行わない | | 体制が整っていないため。 |

医療機器の 共同利用 について

- 本県では、国が示すガイドラインに基づき、令和2年3月に外来医療計画を策定し、外来医療に関する情報の提供を行うとともに、外来医療に係る取組を推進しております。
- 外来医療計画において、医療機器の設置状況、稼働状況、保有状況等の情報を提供するとともに、共同利用を推進するためのプロセスを策定して、医療機器の効率的な活用に係る取組を推進することとしました。
- 今後、医療機関が対象医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を策定し提出していただく必要があります。
- 医療機器の共同利用に関するプロセスは次のとおりです。

医療機関が対象機器を設置（新規・更新）した場合、共同利用計画を策定して所管保健所へ提出（設置後 10 日以内）
※エックス線装置設置届と同時に所管保健所へ提出

協議の場で共同利用計画の確認

協議状況の公表
・協議の場の議事録等をWebページで公開
・共同利用する医療機関については、県のWebページで公表

- 共同利用計画の策定対象となるのは、以下の事例です。
 - ・ 対象医療機器
CT、MRI、PET、放射線治療（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィ
 - ・ 対象者
上記対象医療機器を新たに設置（更新含む）する全ての病院、診療所（歯科を除く）

※この取扱いについては、令和3年4月1日より開始しています。